

## 第7回流山市景観賞募集要領

(目的)

第1条 この要領は、流山市景観賞実施要綱第5条の規定に基づき、応募期間等について必要な事項を定めるものである。

(応募方法)

第2条 流山市景観賞への応募は、自薦他薦を問わず、誰でも応募できるものとする。

2 応募者は、応募用紙に必要な事項を記入し、必要書類を添えて、流山市役所都市計画課に持参又は郵送により提出するものとする。

(応募期間)

第3条 応募の期間は、令和3年5月10日から令和3年7月12日までとする。

(周知方法)

第4条 募集の周知は、広報ながれやま及びホームページ等を用いて行うものとする。

(応募写真の著作権)

第5条 応募のために提出された写真の著作権は、流山市に帰属するものとする。

附則

1 この要領は、令和3年5月10日から施行する。